

平成 27 年度 第 2 回富山市障害者自立支援協議会（全体会） 会議録

日 時：平成 28 年 2 月 23 日（火） 10：00～11：30

場 所：富山市役所東館 8 階 802 会議室

出席者：宮 田 伸 朗 会長、塚 田 彰 委員、本 田 万知子 委員、
野 尻 昭 一 委員、山 村 敏 博 委員、山 方 功 委員、
井 波 博 典 委員、光 江 泰 子 委員、金 子 かつよ 委員、
澤 田 和 秀 委員、堀 恵 一 委員、服 部 隆 則 委員、
寺 田 秀 雄 委員、岩 本 由美子 委員

欠席者：前 澤 清 美 委員、小 西 郁 夫 委員、井 澤 朋 子 委員

事務局：橋本 福祉保健部長、西川 福祉保健部次長、
中島 障害福祉課長、桜井 障害福祉課課長代理、飯野 障害福祉課副主幹
植野 障害福祉課企画係長、船木障害福祉課障害福祉係長、
西 障害福祉課主査、恒川 障害福祉課主査

市委託相談支援事業所：

セーナー苑 We net、自立生活支援センター富山、
富山市障害者福祉センター基幹相談支援室、あすなろセンター、
富山市恵光学園、フィールドラベンダー

議 題：

- (1) 専門支援ワーキングの活動状況等の報告について
- (2) 障害者差別解消法の施行に向けて
- (3) その他

(会議資料)

- 1 富山市障害者自立支援協議会委員名簿
- 2 座席表
- 3 富山市障害者自立支援協議会設置要綱
- 4 議事関係資料

議事概要：

- 1 開会
- 1 議事

(事務局) まだお見えになっていない委員さんもお2人ほどいらっしゃいますが、定刻となりましたので、ただ今から平成27年度第2回富山市障害者自立支援協議会を開催いたします。今日は、前澤 清美 委員、小西 郁夫 委員、井澤 朋子 委員が欠席されておられます。また、会議録作成のため、会議内容を録音させていただきますので、予めご了承ください。

それでは、議題に移ります。進行は設置要綱の規定によりまして、会長が議長となりますので、宮田会長よろしく願いいたします。

(会長) 今年度第2回の自立支援協議会となりました。振り返ってみますと、今は2016年ですから、約60年ぐらい前だと思うのですが、デンマークあるいはスウェーデンあたりでノーマライゼーションということがはじまりました。障害があっても当たり前の生活を出来るようにという理念だったかと思えます。

それから、35年ぐらい前、昭和56年、国際障害者年、世界全体で障害者の社会参加と平等ということで始まりました。これはノーマライゼーションですね。そしてバリアフリーチェック、福祉のまちづくりが、どんどん行われていく、今日ではライトレールが出来ている。ということでありますけど。

そして20年前ですと、平成7年ですが、このころ、高齢者のゴールドプラン、それから、子育てのエンゼルプランと並んで、遅れてはならないということで、障害者プランが出来まして、3障害一体となって、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念に基づいて、障害者福祉の充実を図るという取り組みが行われてきました。

そして10年前になると、平成18年、障害者自立支援法、この「障害者自立支援協議会」という関係者が一堂に会して施策の推進を図っていくというプラットフォームも出来ました。

そして、平成28年4月から差別解消法ということで、思い返してみますと60年間ずっと、色々な紆余曲折はありましたが、着実にステップを踏んで、ノーマライゼーションの理想の実現に向けて歩んできた軌跡があったのではないかと考えております。私たちのあゆみは一步一步のろいのかもかもしれませんが長い目でみると着実に前に進んでいる、そして広がっていると、いう感じがいたします。

この差別解消法、これからノーマライゼーションの本番、あらゆる生活場面で、当たり前のことが、当たり前に出来るようにということをもみんなで考えていこうということですので、そういった中で、今日の第2回の自立支援協議会となろうかと思えます。

今日は2つ、議題が出ておりまして「専門支援ワーキングの活動状況等の報告について」それから「障害者差別解消法の施行に向けて」ということで、短い時間ではありますが、年2回の貴重な機会ですので、是非、皆さん方の積極的なご意見を頂戴したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題の1番に入りたいと思います。議題1の「専門支援ワーキングの活動状況等の報告について」ということで出ております。日頃から本当に地道にコツコツと検討を重ねてきていただいておりますが、各ワーキングの報告をお願いいたします。

(事務局) ①就労支援ワーキング、②地域生活支援ワーキング、③子ども発達支援ワーキ

ング、④基幹相談支援室、⑤権利擁護部会の取り組み状況及び課題について資料1～

10Pに基づき説明。

(会 長) ありがとうございます。以上で第1から第5までのご報告をいただきました。それぞれ新しい事業展開があり、新しい繋がりづくりがあり、人材育成、情報の共有ということで、支援の質をどうやって上げていくのかという取り組みが着実に行われてきているという印象を受けました。

それに加えて新たな課題もたくさんあるということで、また次に向かってチャレンジをしようということですが、全体としまして、ご質問等があればよろしく申し上げます。

(委 員) 3番目の地域生活支援ワーキングのところですが、精神障害者の地域移行や地域定着ということについて、それなりに進んではいると思うのですが、それに伴い居宅に留まる障害者も増えています。

自分自身もその家族からいろいろな相談を受けるのですが、その中で、どこに相談に行けばよいのかわからないという声が聞かれます。

障害者の家族が、とりあえず電話などで相談し、相談支援事業所を紹介してもらうなどのアドバイスをしてもらえる機関を一本化して設けていただくことはできないのでしょうか。

(委 員) 家族の方が、市町村の窓口、保健所、病院のワーカーなどに相談されれば、どこに行ったらよいということをおアドバイスすることができる状態に今はなっています。むしろ窓口を一本化すると距離的に遠くなってしまいう等の不都合もあるので、一番近いところに相談に行かればよろしいのではないかと思います。

(委 員) 電話相談も含めてということでしょうか。

(委 員) 電話もということであれば、心の健康センターもありますし、市町村の窓口や地域包括支援センターなどでもアドバイスはできると思います。

(会 長) 相談窓口がどこまで周知されていて使いやすくなっているかという問題ですね。

(委 員) 私が思うのはそういうことです。

(委 員) 家族などから電話で相談があったときに、どこに行けばよいとか、どこに相談すればよいとかをおアドバイスするだけではなく、当事者は、困り、思い切って相談をしているわけなので、最初に相談を受けたところが、そこがどういった業務をしているところであれ、意識や感性を持ち、ケース会議を開けとまでは言わないが、個人情報等の利用等につき同意をもらい関係機関との連携や調整を行うような、そのようなシステムがあれば、虐待のような問題も減るのだと思います。

(委 員) 自分は長年児童福祉分野で被虐待児童への対応をしておりました。例えば、施設に入所してもいずれは家庭に戻る、というケースもあります。再統合という作業で

す。被虐待児童を家庭に戻すかどうかについては関係機関（学校・福祉・民生委員・施設・臨床心理士）で会議を行い、悪い予想も含めて協議していました。SOSを受け、場合によっては町の警察が動くこともあるかと思えます。親や学校から電話が入った時に、最初に相談を受けたところが危機意識を持って対応することが大切だと思います。

最近、テレビ番組で高齢者虐待のケースの対応について取り上げられていました。暴力を回避するため一旦は分離するも被虐待者が自宅に帰りたく希望したので戻したところ、より大きなトラブルにつながったという事例でした。当事者の限界というのはすぐにやってくると思えます。個人情報については守秘義務があることを伝えただけで、相談者を受けた機関が責任を持って対応するという姿勢が大事だと思います。

(会 長) 相談窓口自体が敷居を低くするという受ける側の姿勢の問題もあるかと思えます。そのほかに何か意見はありますか。

(委 員) 就労支援ワーキングのことですが、施設の状態についてはよく課題に挙がっていますが、雇用を受ける側の企業の状態がまるっきりわからないと思えます。次につなげるためにはできれば受ける企業の実態も今後の資料に載せてもらえたらと思えます。各施設にとっては参考資料になると思えます。

それから、高齢者の問題についてはやっとな横の連携を持てるようになったかと思えますが、次の段階に移ってもらえないというのが現状かと思えます。自分の法人ではグループホームも経営しておりますが精神、知的の方はそれぞれの世界に留まってしまい、介護保険に移行していけない、というのが現実としてあります。なかなか乗り越えて行けない壁だと思います。この先どうなるのかが、ようやく話題にはあがってきましたが、その先が見えないので残念に思えます。今後、この課題をどう乗り越えていけるのかを聞かせていただきたいと思えます。

また、相談については対応する職員が少ないということ、相談支援者対象の会合や研修等を開催されている割には参加者が少ないということでした。自分の事業所も相談員が少なく、一人の相談員が何人ものケースを抱えています。経営的にも難しいのです。第一に経営なので。相談員をなかなか増やせないというのが現状です。研修会が行われても、同じタイミングに相談が入ることもあり参加することが難しいこともあります。有意義な機会でもあり、横との連携を持ちたいとは思いますが、うまくいかないのが現実です。そのあたりをどうやって解決していくかも課題かと思えます。

(会 長) ありがとうございます。3つほど質問が出ました。最初は就労ワーキングとの関連ですが、どうですか。

(事務局) ご指摘があったとおり、一般就労について十分分析できなかった点もありますので、今後、課題の一つとして取り組みたいと考えております。

(会 長) 全Aネットはそのあたりのステップになりそうですか。

(事務局) 全Aネットは、基本的には、A型事業所を適正に運営するためのものなので、今のことでいうと、あまり関係がありません。

(会 長) 別ルートのほうが良いということですね。

(事務局) はい。

(委 員) それと、受け入れ企業の見学会を作ってもらいたいと思います。施設の職員も、通うメンバーにも頭の中で描けるというか、ピンと来ると思うのです。わかっているところだけが、例えば学校卒業前に実習するとか。行っている施設もありますが。受け入れ企業の開拓までは手が回りにくいのです。利用者もみて、企業も開拓するというのは大変です。それに加えて、行政からも何人就職させたかという報告を求められます。そういう面で企業のニュースをたくさんいただきたいと思います。

(会 長) 労働局サイドとのネットワークづくりということも課題となってきますね。

(委 員) そういうことです。

(会 長) それでは他にご意見はありますか。

(委 員) 今の件に関しては、我々が個々で企業を回るというのは埒があかない話なので、企業団体との話をしないといけないと思います。例えば商工会に話をすることも方法の一つではないでしょうか。今は障害者雇用のワーキングなどもあります。企業は障害者を受入れたいと思っていますが、受け入れる企業側にも不安があります。

どこかがきちんと窓口になり、企業と接触してマニュアル化することが大切だと思います。ワーキングでするのは負担が大きいので、どこが窓口になるかは、こういった会できちんと相談していかないといけないとは思いますが、就労関係でいうと某協会等と思うので、そういった団体から企業へ接触してマニュアル化していけばよいと思います。その辺をワーキングでやるとなるとかなり難しいと思うので、全体で考えないといけないのではないかと思います。

(会 長) メンバー構成としては、教育、雇用機関の代表者というようなところでしょうか。今日はたまたまお二方とも欠席ということですね。

(委 員) 実は今、自分も就労支援事業をやっており、富山県の経営者協会に会費を払って加入しています。今までA型事業所から一般就労に移行した例もあります。うちは一法人としてやっているだけなので、そういうところがなくて協会に加入しました。

地元の商工会にも会費を払って加入していますし、そういった企業努力もしています。障害者団体として企業団体へネットワークをつなげていかないといけないと思います。

(会 長) 個別のつながりも大事ですが、システムとしてつなぎの体制づくりですね。例えば特別支援学校の就労支援ではコーディネーター、労働サイドだとジョブトレーナーとのつながりをしっかり行っていくという方向性ですので、自立支援協議会において市へ、そのようなつなぎの体制づくりの必要性について問題提起いただいたように思

います。

2番目に出ました介護保険の移行への問題、これはずっと出ておりますが、先の見通しなど特に国の動きなども見えてきつつあるような感じもします。市のほうで何か見通し持っておられたらお話しください。

(事務局) 介護保険との関係ですが、今までも障害の制度から介護の制度へどう移行するかということは国でも審議されており、重要な課題と思います。富山市の実態では障害福祉サービスから介護保険サービスに移行された方は平成26年には13人、併用している人が23人となっており、そういった方々の状況も丁寧に見ていく必要があるのかと考えています。知的障害の方、精神障害の方、みなさん年を一つずつ取っていきますので、障害事例を丁寧に分析し、どこに問題があるのかを見極めていきたいと考えています。

(会長) ケアの連続性をどう担保できるか、あとは負担の問題の2点だと思うのですが。

(事務局) プランの問題であるとか、プランの立案者が変わるなど、様々な問題はあると思います。

(委員) 今の件で。以前、厚生労働省の課長補佐は、原則を問われたなら65歳以上の方は介護保険優先であるが、障害者でありケアの連続性という観点から障害者サービスの体系の中での支援が必要である、という場合は、市長村が独自に判断されることである、と直接聞いております。65歳以上の方が全て介護保険、という訳でもないと思います。私の施設でも家族はそういったことは希望されず、できればずっと置いてほしい、とおっしゃる場合もあります。そういった必要性については市長村の担当者と相談しながら決めていくものだと思います。

(会長) 実際に70歳でも施設で生活している方もおられます。費用負担の問題等もあり、ケースバイケースというところでしょうか。

(委員) 地域生活ワーキングの5回目に参加させていただきました。このときに問題になったのは、相談支援専門員と介護保険専門員、地域包括支援センター職員がどうやって顔の見える関係を作っていくかということでした。また、障害福祉サービスから介護保険サービスの移行の成功事例を共有する研修会や勉強会を行い、互いの制度の情報交換会を行い、知識を深めることが大切ということを話し合いました。来年度に向けて、何度かそういった機会を持つことを計画してく予定です。

(会長) それぞれ大変な負担を抱えながら、それぞれの分野でやっておられます。手をつなぐとよりよいケアが提供できるということだと思います。

(委員) 65歳問題もあると思いますが、富山市内に障害を持った方が利用できる居宅サービスが少ないという状況があります。それで介護保険サービスを利用したいということだと思うのですが、介護保険事業所で基準該当の事業所が少ないので増やしていけば、障害者の地域支援も広がっていくのではないかと思います。65歳問題とは

別に、既存の介護保険サービス事業所をどのように活用しながら障害者の地域生活をサポートするか、ということだと思います。障害者に特化した在宅サービスは経営として成り立っていかないのが現状ですので、こういった視点で受け皿を検討していくことが必要だと思います。

(会 長) 忘れてはならない視点、ということですね。

(事務局) 基準該当としては、富山型デイサービスもあり積極的に取り組んでいるところ
です。また、相談員の数が少ないということですが、障害福祉サービスの相談支援専
門員と介護保険のケアマネの報酬体系が全く違っており制度的な問題もあるかと思
います。平成27年度では障害者の相談支援事業所が1か所、障害児の方は2か所増え、
数としては多くないのですが、今後も相談事業所が増えるようにPRしていこうと考
えております。

(会 長) ありがとうございます。まだまだあるかと思うのですが、時間的な問題もある
ので区切って、次の2番目の差別解消法のほうへ進みたいと思います。

(事務局) 障害者差別解消法について、資料11P～23Pに基づき説明。

(会 長) ありがとうございます。合理的な配慮に関する対応要領は、努力義務となっ
ているようですが、率先して定めなければならないことだと思います。初めてのこと
で、いろいろご意見があるかと思いますが、いかがでしょうか。

(委 員) 例えば、スーパーで、障害のある子とお母さんがいて、お母さんが目を離した
隙に、お子さんが商品を触ったりして、店長から「困ります。」と言われたとしま
す。障害をお持ちのご家族からすると「来るな。」という風に聞こえると思いますが、
もしそういう事案があって、家族から相談があった場合、どのような(対応の)流れ
になるのですか。

(事務局) 最終的に事案は障害福祉課に集約されますが、最初の窓口としては、基本的
には障害福祉課か、地域の地域相談員かということになります。

まずはお母さんから状況をしっかりと聴き取ります。事業者であれば市が直接介入
できるかどうかという問題もありますので、差別解消支援協議会で労働や商工会、法
律の関係の方にメンバーになっていただく予定ですので、特に初めてのデリケートな
事例は、その方々のご意見を聴きながら対応していきます。また、こじれそうな事案
であれば、県に窓口があるので、そこにしっかりつなぎます。

(委 員) 経過及び結果については、ご家族に報告されるのでしょうか。

(事務局) ご家族の問題を解決していかななくてはならないので。市でできる範囲と県の専
門分野にお願いする範囲とがあると思いますが、今後、事例を積み重ねながら、対処
方法が確立していくものだと思います。ただ、相談だけ聴いて、聴きっぱなしでは、

誰も相談してこないと思います。合理的配慮の部分は、かなりデリケートな部分があり、すぐに解決することが難しい相談もあると思います。

(委員) 差別の認識についてですが、ハラスメントなどもそうだが、受け手がそのように受け止めたときには、差別という概念になるのでしょうか。

(事務局) それを差別と判断するかどうかということもありますが、そのことによってお互いが気まづくなっているのです、まずはそのずれを調整することが必要だと思います。障害特性によっても、ある方はこうして欲しいという場合でも、ある方はして欲しくないと思われる場合もありますので。ただ、「こういうことが嫌な思いをする」として累積されたものは、支援協議会で共有したり、市の職員全体でも共有したりしていく必要があると思っています。

(委員) 事業者、この場合は店長が障害特性を理解することも効果の一つだと思います。

(会長) 内閣府の資料に、場面別の具体的な例が出ています。個々のケースに対して対応していくことになろうかと思っています。

(委員) 地域相談員は、どのくらいの方がなっているのですか。また、地域相談員がどのような役割を果たせばよいのか、わからない部分が多いので、教えてもらえたらありがたいです。あと、支援協議会が全体会としてあると思いますが、個別検討会はどのような形で行われるのでしょうか。

(事務局) 地域相談員の方の人数は、市で約120人です。現在は県の方で意向調査がされた段階です。

相談の流れについては、地域相談員は県が委託することになっており、県の方で相談マニュアルを作成する予定で、作成後、市の関わりなども含めて、すり合わせが必要だと思っています。

また、地域相談員同士でも顔がわからないと思いますので、今後そういう場を設定するなど、調整していきたいと思っています。

個別検討会は、初年度については、支援協議会のメンバーの中から事例に応じてお願いしていきたいと考えていますので、予めメンバーを決めることはしない予定です。まだ相談を受けていないので、様子を見ながら作り上げていく形で考えています。

(委員) 感じたことですが、支援協議会でも何でもそうですが、企業は避けて通れないと思います。自立するにしても企業の方にわかっていただかないといけないと思います。そう思うと、1人しかメンバーに入っていないのは、少ないのではないかと思います。

(事務局) 初年度については、個別の企業というわけではなく、商工会の方から、全体を見渡していただける方をお願いしようと思っています。また、労働関係ということで、1人入っていただくことを考えています。

(会 長) 個別の対応が必要になった場合に、この委員だけでは対応できない事案も出てくるかもしれません。その場合には、臨時的に意見を聴く機会を設けることもあってもいいのかなと感じました。

団体へのヒアリングなどもありますが、時間的には厳しいですが、いろんな機会を利用しながらご意見をあげていただくといいことが、よいシステムを作ることにつながっていくと思います。よく似たシステムでは、福祉サービスの苦情解決の仕組みや介護保険のサービスの苦情の仕組みなどありますが、当事者の皆様にとっては、心強いシステムになっていくと思っています。今までは泣き寝入りとか多かったかもしれませんが、そういう点では大きな前進だと思います。ただ、実際に動かしてみないと、どう機能していくかということもありますので、皆で育てていくシステムだと思います。お互いの率直な意見交換、体制づくりに努めていければと思います。

他に何もなければ、事務局から何かありますか、

(事務局) 事務連絡 (今年度で任期満了となること、次年度の開催について案内)

(会 長) では、以上をもって、第2回の自立支援協議会を終了したいと思います。